

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 21 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530069

研究課題名（和文） 説明義務における基礎理論と各論的問題の接合

研究課題名（英文） Analysis of the duty of explanation from the basic theories

研究代表者

山本 哲生（ YAMAMOTO TETSUO ）

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：80230572

研究成果の概要（和文）：市場メカニズムの基盤整備のための説明義務、権利としての自己決定の確保としての説明義務、専門家たる事業者への信頼保護としての説明義務という、いずれの見地からしても、各人の属性に応じた説明が必要ではあるが、業者のコストによりある程度定型的な説明も許容される。また、取引ごとの業者のコストを反映して、取引ごとに説明の程度が変わることもある。

研究成果の概要（英文）：Business operators who owe the duty of explanation must explain their customers the contents of contracts according to their attributes. But they may explain them supposing their customers are ordinary ones in consideration for their costs of explanation. It does not differ whether we analyze the duty of explanation from the viewpoint of maintaining foundations for market, from the viewpoint of the right of self-determination, or from the viewpoint of defending confidence in experts. Also the degree of explanation depends on the costs of explanation in each transaction.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011 年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,900,000	870,000	3,770,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民事法学

1. 研究開始当初の背景

従来から金融商品等の販売における説明義務については膨大な研究がなされていた。その中で、説明義務の理論的基礎についての研究に大きな発展をもたらしたものとして、潮見佳男『契約法理の現代化』（2004）第2部第1章第2章がある。その後の議論を含めて、説明義務の基礎としては3つの考え方があり。第1に、市場原理にのっとった自己決

定を尊重するという立場から市場メカニズムが機能するための基盤を確保するために説明義務を認めるというものがある（機能的にみた自己決定）。第2に、意思決定の自由という見地から、情報収集・認識・判断といった自己決定プロセスを他人による決定ではなく、自己決定と評価できるように自己決定基盤を整備するために説明義務を認めるというものがある（権利としての自己決定）。

第3に、事業者の専門家性から説明義務を認める考え方がある。すなわち、高度に複雑化し専門分化が進んだ現代社会においては、顧客は専門的知見を備えた専門家たる事業者に依存せざるをえず、事業者はその自らに対する信頼を基礎として事業を行っている。そこで、事業者に対する専門家としての社会的信頼を保護するために説明義務を認める。潮見佳男「説明義務・情報提供義務と自己決定」判タ1178号(2005)9頁。

このように説明義務の理論的基礎についての研究は大きく進展しており、助言義務の適否、適合性の原則の適否等につき一定の視角を与えることに成功している。他方で、説明すべき事項、説明の程度、義務違反による損害賠償の要件等の各論的問題の処理については、必ずしもこのような理論的展開が反映されていない(過失相殺の適否とのつながりは指摘されている。潮見・前掲書)。また、これらの各論的問題において、投資取引については、金商法において業法規制がなされ、また、金販法では私法的規律として説明義務が課されているが、それ以外の消費者取引と違いがあるかという点も十分に議論されていない(この点の指摘として、池田清治「競争秩序と消費者」NBL863号(2007)73頁)。たとえば、典型的には、保障型の保険商品における説明義務と金融商品における説明義務では、必要とされる説明の程度等について、前者では一般的定型的な説明で足りるとされるのが通常であるが、後者では、相手方の知見等に応じた説明が必要とされるというように異なった考え方がとられているが、その理由は明らかではない。

このような状況において、本研究は、説明義務の理論的基礎と各論的問題の接合を図り、具体的問題について消費者取引を横断的に検討することにより議論の発展をねらうものである。

2. 研究の目的

各種の消費者取引における説明義務につき、説明すべき事項、説明の程度、助言義務などの問題につき、説明義務の理論的基礎に関する3つのアプローチ(市場メカニズムの基盤確保、権利としての自己決定、事業者の専門家性)からどのような結論が導かれるかを検討し、そのことにより、理論的基礎についての理解の深化をはかりつつ、これらの問題につき、具体的結論を得ることを目的とする。

3. 研究の方法

まず、説明義務の理論的基礎についての従来の学説の到達点を把握する。この作業の次に、各種消費者取引についての各論的問題を洗い出す作業を行う。最後に、ここまでの分析をもとに基礎理論との結びつきを考えな

がら、各種商品につき、各論的問題についての具体的結論を得るよう検討を行う。

4. 研究成果

(1) 各種の消費者取引ごとの説明義務のあり方に関する検討課題の1つに、保証型の保険商品の販売における説明義務と金融商品の販売における説明義務の異同につき、どのように考えるかがある。すなわち、上記のように、前者では、相手方の知見に応じた説明が必要であるとされるが、後者では特に説明事項については、一般的な顧客の定型的なニーズに合わせて説明すればよいとされることが多い。

この違いは、前者と後者とで、説明が必要とされる事項の幅の違いがあり、このことが業者側のコストに結びついているために生じているものと考えられる。すなわち、金融商品における説明義務で問題とされるのは主にリスクの程度である。理論的には、リスク以外の商品内容についての説明義務がないわけではないが、実際に問題になるのは、主にリスクの程度に関する事項である。

これに対して、保障型保険についての説明義務では、免責事由、保険契約者の義務、義務違反の効果など種々のことが説明すべき事項として立ち現れる。かつ、このような契約内容は非常に細かい点にまで及んでいるので、すべてを詳細に説明することは現実には困難であり、説明事項を絞ることになる。本来顧客が興味をもつ事項は顧客それぞれのニーズによって異なるのであるが、業者側が積極的に調査して、顧客のニーズにあった事項を説明するのでは非常にコストがかかる。そこで、定型的なニーズに合わせて説明すればよいという考え方が正当化される。金融商品では説明事項は現実には最初から定型化されているともいえる。このようにこの問題は、説明義務の内容に業者のコストが無意識に反映されていたものである。

(2) このように業者のコストが説明義務の内容に反映されるとして、このことを含めて、説明すべき事項、説明の程度については、説明義務の理論的基礎に関する3つのアプローチからすると、どのように考えられるであろうか。

まず、説明の程度については次のように考えられる。自己決定環境の整備を市場メカニズムが機能するための基盤確保のためととらえた場合には、抽象的には平均的顧客に対応した形で説明すれば十分であるというふうにも考えられる。市場が効率的に機能するということは、社会的な費用からして過大または過少な販売がなされないということであるから、平均的顧客に対応した形で顧客の情報基盤を整備すれば(説明すれば)、平均的顧客はその商品の価値に応じた価格で購

入する（あるいはその価格に見合うだけの価値を見出す人だけが購入する）ので、適正な販売量が実現されるということである。この販売量の実現に影響を与えない程度の少数の人を想定して説明義務を認める必要はないということになる。そこまでの説明義務を認めることは逆に過大なコストをかけることになる。平均的顧客に対応した説明では十分な理解を得ることができない者は適切な判断ができないことになるが、そのようなリスクは自分で負担せざるをえない（それ以上の情報収集は自分の責任で行わなければならない）。

もっとも、問題になるのは、市場が効率的に機能するために必要な程度の多数の顧客を平均的顧客という枠で一括りにすることができるかではなかろうか。たとえば、当該商品についての顧客の理解力がそもそも一括りにはできないほどに多様であるとすれば、市場メカニズムの整備という観点からしても、ある程度多様な説明が求められることになる。このような場合には、市場メカニズムの整備という発想は根本的には一人一人に対応した説明を想定するものではないとしても、具体的な個人に対応した説明を求めるという考え方との実際上の説明義務の内容はそれほど違わなくなるとも考えられる。

次に、自己決定環境の整備を、権利としての自己決定の保護のためとみた場合には、そもそも個別的な顧客に応じた説明が求められることになる。もっとも、この場合でも、自己決定権を保護するために相手方の権利を過度に制約することは正当化できないのであり、この見地から説明の程度等につき一定の制約がかけられることはありえる。そこで、事業者側が相手方の事情を知らなかった場合には個別事情に応じた説明は不要であるというような調整がなされることはある。

以上に対して、信頼保護原理からの説明として事業者の専門家性から説明義務を基礎づける場合には、保険に限らない一般論としていえば、説明の程度は取引の複雑さや専門性に応じて異なる。ここでも専門家であるから、個別具体的な説明が必要であるとは一概にはいえないであろう。顧客がどの程度専門家に依存するかによる。

次に、説明すべき事項については、たとえば、保障型保険を例とすると、ひとまず直感的には次のように考えられる。顧客が自らの需要を認識している場合には保険者側に説明義務を課す必要はない。顧客が自らの需要を認識していない場合、保険者側が需要を認識している場合には説明義務を課すべきである。保険者側が需要を知りえた場合として、特別な需要の調査義務を課すことになるような解釈は妥当ではない。

この直感的な結論を基本的な視点からみてみると、どう評価できるか。市場メカニズムの機能確保という点からは、（多様性を含んだ商品に応じた）定型的な説明が求められる。特殊な需要への対応については、基本的には特殊事情のある取引の規模は全体的に販売量が過大かどうかという判断に影響するようなものではないとすれば、対応する必要はないことになる。ただ、たとえば特約が存在している（車両保険の地震担保）場合に、定型的説明としては特約について説明する必要はないとしても、地震担保に入りたいと思っている需要を知っている場合には説明すべきであろう。特約が存在しているということはある程度のまとまった需要があるということを示しているといえるように思われるからである。

自己決定権の保護という点からは、本来、個別具体的な顧客の需要に応じた説明が求められることになるが、特別な需要に対応した説明については、保険者側への過度の制約を避けるという見地から、やはり上記のように考えることが許されるのではないか。また、基本的には、（多様性を含んだ商品に応じた）定型的な説明によって、具体的な需要が満たされることが通常であろう。したがって、考え方の出発点としては、個別具体的な顧客の需要に応じた説明から考えるとしても、結果的には上記のような形になるのではないか。

専門家性の観点からは、保険においては商品内容が定型的であるとしても、そもそも定型的かどうかは顧客には分からないところがあると思われるので、定型的商品についても、顧客は一定程度募集人に依存するといえよう。したがって、定型的商品であっても商品内容の説明はもちろん必要である。そして、保険商品を扱っているということから、多様性を含んだ商品に応じたという意味での定型的な説明は必要であろう。特殊な需要については、顧客がそもそも一定程度依存するという関係（信頼関係）を基礎に販売していることからして、知っている特殊な需要については説明すべきといえるのではないか。

なお、平均的顧客の需要に対応した説明として、どの事項についての説明が必要かは客観的に決まることであるとしても、判断は困難であることもあろう。1つの視点としては、保険商品の内容から客観的に判断されるという面がある。たとえば、地震免責条項についてはかつては保険者は特に説明していなかったであろうし、実際の顧客も一部の地域を除けば火災保険に加入するにあたって特に地震保険に入る必要性を感じてはいなかったものと思われる。しかし、だからといって重要事項にならないということにはならない。火災保険への加入の際には地震保険への加入を判断してもらう必要があり、それと

の関係で説明する必要がある。

権利としての自己決定の保護という観点からした場合、このような形で原則的な説明事項が決まるというのは矛盾しているようにも見える。しかし、保険者側への過度の拘束を避けるということから、最終的にはこのように考えられるのではないか。

(3) 助言義務については、自己決定権からは助言義務は導かれず、業者との高度な信頼関係（信認関係）に基づいて初めて認められるとするのが有力な学説である。この説は自己決定権が実質的に機能するためには説明義務を認めれば足りると理解している。しかし、顧客が自己のニーズを把握すること自体が困難であり、業者の情報提供のあり方によって顧客のニーズ把握がゆがめられてしまうおそれがあるような場合には、説明義務だけでは自己決定権が機能することを確保することはできない。このような場合には、顧客のニーズ把握をゆがめないようにするという意味で、単なる説明義務を超える義務を認めるべきであると考えられる。もっとも、これは一般論でありどのような取引において、このような意味での助言義務を認めるべきかについて、業者側に過度の負担をかけることにならないかという点を含めて、取引ごとに検討する必要がある。たとえば、生命保険においては、ある程度このような義務を認めることは可能であると思われる。

また、助言義務を認めたとしても、義務違反により損害賠償を認めることを考えると、どのような場合に義務違反を認めるかという点では、非常に困難な問題が残る。顧客のニーズをゆがめたどうかの認定は顧客のニーズがそもそも明確ではないところがあるので、非常に困難である。このように助言義務の具体化については立証責任も含めてさらに検討する必要がある。

(4) 近時、行動経済学における、人は利得の獲得については確実性を好むというリスク・アバースの性質をもつのが一般的であるが、損失については、一定額の損失の負担を確定させるよりも、リスクをかけてでも損失の回収をはかることを好むというプロスペクト理論に基づき、業者の勧誘行為の規制を考えるという方向性が示されている。このような行動経済学等の知見は市場メカニズムの捉え方に影響するものであると同時に、法哲学的な自己決定の意味にも影響を及ぼしうるものである点で重要である。もっとも、プロスペクト理論を、法的にどのように用いるかは困難な問題である。たとえば、利得の獲得については、リスク・アバースであることは、金銭的にみれば合理的であるとはいえず、その点では、損失が出た場合にはリスク・テイクであることと同じであるともいえる。金銭的な合理性とのずれが問題なのか、

利得獲得時と損失負担場面における選好の違いを利用することが問題なのかなど、行動経済学等の知見をどのように活かすかはさらなる問題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 17 件)

- ① 山本哲生、大規模災害と保険、ジュリスト、1427号、2011、72-78、査読無。
- ② 山本哲生、請求権代位における損害概念、吉原和志、山本哲生編、変革期の企業法、商事法務、2011、285-327、査読無。
- ③ 山本哲生、流動資産譲渡担保による保険金請求権に対する物上代位、損害保険研究、73巻2号、2011、201-219、査読無。
- ④ 山本哲生、株券提出期間経過後の名義書換請求、会社法判例百選(第2版)、2011、58-59、査読無。
- ⑤ 山本哲生、遺言による保険金受取人変更をめぐる法律関係、北大法学論集、61巻1号、2010、163-183、査読無。
- ⑥ 山本哲生、イギリス制度の概要、「第38条・第67条(被保険者の同意)、第45条・第74条(保険金受取人の変更についての被保険者の同意)、第47条・第76条(保険金請求権の譲渡等についての被保険者の同意)、山下友信、米山高生編、保険法解説、有斐閣、2010、77-82、179-211、325-329、341-347、査読無。
- ⑦ 山本哲生、損害保険における課題、保険学雑誌、608号、2010、23-40、査読無。
- ⑧ 山本哲生、契約前発病不担保条項、保険法判例百選、2010、216-217、査読無。
- ⑨ 山本哲生、保険代理店の行為についての所属保険会社の責任と相手方の悪意・重過失、損害保険研究、72巻2号、2010、129-148、査読無。
- ⑩ 山本哲生、保険料の不払いと保険契約の失効、金融商事判例、1336号、2010、240-241、査読無。
- ⑪ 山本哲生、変額保険の募集における説明義務」松本恒雄=潮見佳男編、判例プラクティス民法II、2010、22頁、査読無。
- ⑫ 山本哲生、地震保険契約における説明義務と損害賠償、松本恒雄=潮見佳男編、判例プラクティス民法II、2010、23、査読無。
- ⑬ 山本哲生、保障型保険募集における助言義務・適合性原則、保険学雑誌、607号、2009、139-158、査読無。
- ⑭ 山本哲生、保険募集規制、塩崎勤、山下丈、山野嘉朗編、専門訴訟講座3 保険関係訴訟、民事法研究会、2009、217-245、査読無。
- ⑮ 山本哲生、保険金受取人の指定・変更、甘利公人、山本哲生編、保険法の論点と展望、

商事法務、2009、258-294、査読無。

⑯山本哲生、遺書による保険金受取人変更、
ジュリスト、1387号、2009、173-176、査読
無。

⑰山本哲生、インターネットによる支払と注
意義務、保険事例研究会レポート、235号、
2009、1-9、査読無。

〔学会発表〕(計2件)

①山本哲生、損害保険における課題、日本保
険学会シンポジウム、2009年10月24日、龍
谷大学。

②山本哲生、保険法における解釈論上の諸問
題、日本私法学会ワークショップ、2009年
10月11日、成蹊大学。

〔図書〕(計2件)

①山下友信、竹濱修、洲崎博史、山本哲生、
有斐閣、保険法(第3版)、2010、93-225。

②甘利公人、山本哲生、潘阿憲、山野嘉朗、
今井薫、損害保険事業総合研究所、保険契約
法、2010、27-88。

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

○取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山本 哲生 (YAMAMOTO TETSUO)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：80230572

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし